TOKYO BASE CO.,LTD.
(証券コード 3415)



第17回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時
2025年４月23日（水曜日）
午前10時30分
（受付開始：午前10時00分）

開催場所
東京都港区南青山三丁目11番13号
新青山東急ビル　11階
株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ　本社プレスルーム
◆**定時株主総会**会場ご案内図をご確認のうえ、
お間違いのないようにご注意申しあげます。

決議事項
第１号議案
剰余金処分の件
第２号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案
監査等委員である取締役4名選任の件

ご出席の株主様にお土産をご用意しております。（ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様お１人につき１つとさせていただきます。）

株主の皆さまへ



株主・投資家の皆さまには平素より格別のご支援ならびにご愛顧を賜り、
厚く御礼申しあげます。

資源のない日本において、今後世界と戦っていけるのはクリエイティブ産業であり、
中でも「ファッション」は最も可能性のあるものの一つだと考えています。
私たちは「ファッション」を切り口に世界と勝負し、世界に対しての日本の存在感、
日本におけるアパレル業界の社会的地位のさらなる向上を目指します。

また、「日本発を世界へ」というミッションを達成し、業容拡大と同時に広く社会
貢献できる企業となるよう、役職員一丸となって精励してまいる所存でございます。

皆さまにおかれましては、今後とも、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、
心よりお願い申しあげます。

代表取締役CEO
谷　正人

MISSION

日本発を世界へ

from JAPAN to the WORLD

日本発を世界に発信するファッションカンパニーを創造するとともに、
事業拡大を通じて、顧客・従業員・取引先・株主の幸せと夢を実現します

株 主 各 位

証券コード 3415
2025年4月８日
（電子提供措置の開始日 2025年4月1日）
東京都港区南青山三丁目11番13号
株式会社TOKYO BASE
代表取締役CEO 谷 正人

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

【当社ウェブサイト】
https://tokyobase.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TOKYO BASE」または「コード」に当社証券コード「3415」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2025年４月22日（火曜日）午後６時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

記

開催日時	2025年４月23日（水曜日）午前10時30分 （受付開始：午前10時00分）
開催場所	東京都港区南青山三丁目11番13号 新青山東急ビル　11階 **株式会社TOKYO　BASE　本社プレスルーム**（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） **◆定時株主総会**会場ご案内図をご確認のうえ、お間違いのないようにご注意申しあげます。
目的事項	報告事項 １．第17期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第17期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

以上

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

■事業報告

・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・会社の支配に関する基本方針

・剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

・連結株主資本等変動計算書

・連結注記表

■計算書類

・株主資本等変動計算書

・個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を記載いたします。

ご出席の株主様にお土産をご用意しております。（ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様お１人につき１つとさせていただきます。）

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2025年4月23日（水曜日）
午前10時30分（受付開始：午前10時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年4月22日（火曜日）
午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年4月22日（火曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

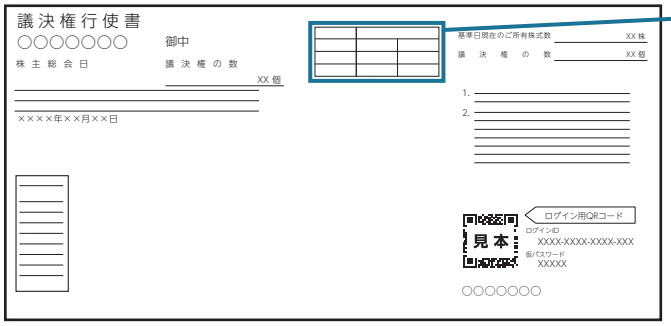

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

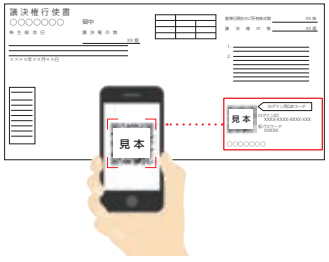

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金処分の件

当社は連結業績並びに今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当の継続に努めることを経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、当期の業績等を勘案のうえ、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

①	配当財産の種類	金銭
②	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式１株につき金5円 配当総額217,297,345円
③	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年４月24日

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	地　位	候補者属性
1	たに　まさと 谷　正人	代表取締役CEO	再任
2	たかぎ　かつ 髙木　克	取締役CFO	再任
3	くぼ　あゆし 久保　歩史	取締役	再任
4	たかした　ひろあき 高下　浩明	社外取締役	再任　社外　独立

再任 再任取締役候補者　社外 社外取締役候補者　独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1



再 任

たに　まさと
谷　正人

生年月日：
1983年10月12日

所有する当社の株式数：
10,417,500株

取締役会出席率（回数）：
100%（20／20回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2006年４月　株式会社デイトナ・インターナショナル入社
2007年４月　同社事業部長就任
2008年12月　当社設立
　　代表取締役CEO就任（現任）
2016年９月　TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.
　　取締役就任（現任）
2019年３月　東百国際貿易（上海）有限公司
　　執行董事就任
2021年10月　東百国際貿易（上海）有限公司
　　董事就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

谷正人氏は、当社の設立以来の代表取締役であり、これまで当社が成長した牽引役であります。また、これまでの経営で培ってきた知識、経験、全役職員に対するリーダーシップの発揮や、重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものであると考え、引き続き取締役の候補者としました。

候補者番号

2



再 任

髙木　克（たかぎ　かつ）

生年月日：
1973年6月26日

所有する当社の株式数：
5,000株

取締役会出席率（回数）：
100%（20／20回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1996年４月　株式会社ワールドテキスタイル（現ワールド）入社
2005年９月　世界時装（中国）有限公司出向 経営企画室長就任
2012年９月　株式会社ポイント（現アダストリア）入社
2012年10月　（上海）商貿有限公司出向 華北地区総経理就任
2014年２月　ADASTRIA KOREA CO.,LTD出向 取締役社長就任
2016年４月　方針（上海）商貿有限公司出向 董事総経理就任
2019年４月　当社入社
2020年１月　東百国際貿易（上海）有限公司
　　董事総経理就任
2020年６月　TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.
　　取締役就任（現任）
2021年10月　東百国際貿易（上海）有限公司
　　執行董事就任（現任）
2022年4月　当社取締役就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

髙木克氏は、中国を始めとする海外事業展開の経験を有しており、当社が海外事業を拡大していく上での出店戦略および店舗開発、総経理として現地での組織構築および運営など、これまで培ってきた知識、経験、全役職員に対するリーダーシップの発揮や、重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものであると考え、引き続き取締役の候補者としました。

候補者番号

3



再 任

久保（くぼ） 歩史（あゆし）

生年月日：
1988年 7月 2日

所有する当社の株式数：
11,000株

取締役会出席率（回数）：
100%（16／16回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2011年 3月　当社入社
2012年12月　STUDIOUS南堀江店 店長就任
2019年 9月　STUDIOUS営業部長就任
2020年 3月　教育推進室長就任
2020年12月　A+ TOKYO事業部長就任
2022年12月　営業本部長就任
2024年 4月　当社取締役就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

久保歩史氏は、当社新卒第1期生として入社以降、店長、MD及び教育推進など幅広くキャリアを重ね、2022年12月より営業本部長に就任し日本国内及び海外における全業態の実店舗を統括しております。これまで培ってきた知識、経験、全役職員に対するリーダーシップの発揮や、重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものであると考え、引き続き取締役の候補者としました。

候補者番号

4



再任　社外　独立

たかした　ひろあき
高下　浩明

生年月日：
1962年2月21日

所有する当社の株式数：
-株

取締役会出席率（回数）：
100%（16／16回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年２月　株式会社ルシェルブルー（現リステア）代表取締役就任
2005年６月　BALENCIAGA JAPAN 代表取締役就任
2007年４月　リステアインベストメント 代表取締役就任
2021年８月　株式会社246 代表取締役就任（現任）
2024年 4月　当社社外取締役就任（現任）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

高下浩明氏は、長年にわたり代表取締役としてセレクトショップの運営や海外ラグジュアリーブランドとの協業など豊富な経験を有しており、特にクリエイティブの領域における幅広い見識から意見具申を期待して、引き続き社外取締役の候補者としました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年となります。

注）１．　高下浩明氏は社外取締役候補者であり、当社は、高下浩明氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
２．　当社は、高下浩明氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任保険を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を引き続き継続する予定であります。
３．　当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
４．　各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために１名増員し、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1



再任　社外　独立

佐々木陽三朗（ささきようざぶろう）

生年月日：
1971年11月5日

所有する当社の株式数：
18,000株

取締役会出席率（回数）：
100%（20／20回）

監査等委員会出席率(回数)：
100%（14／14回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1994年４月　日本アジア投資株式会社入社
2000年４月　株式会社シノックス入社
2001年４月　株式会社ドリームインキュベータ入社
2004年１月　株式会社アートフードインターナショナル入社
2004年６月　株式会社レインズインターナショナル入社
2011年４月　中小企業診断士登録
2014年５月　当社常勤社外監査役就任
2017年５月　当社社外取締役常勤監査等委員就任（現任）
2024年６月　KYCコンサルティング株式会社　監査役就任（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

佐々木陽三朗氏は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決していただくことを期待したため、引き続き監査等委員である社外取締役の候補者としました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって７年11ヵ月となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

2



再任　社外　独立

徐　進（じょ　しん）

生年月日：
1968年7月25日

所有する当社の株式数：
3,000株

取締役会出席率（回数）：
100%（20／20回）

監査等委員会出席率(回数)：
100%（14／14回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1995年４月　三菱電機株式会社入社
1996年６月　株式会社クロスウェイブ入社
2000年４月　株式会社アクセスポート（現：JWord株式会社）入社
2003年３月　有限会社泰進設立　代表取締役就任
2007年２月　株式会社エスプール常勤監査役就任（現任）
2010年２月　株式会社エスプールヒューマンソリューションズ監査役就任（現任）
2010年６月　株式会社わーくはぴねす農園（現：エスプールプラス）監査役就任（現任）
2013年12月　株式会社エスプールロジスティクス監査役就任（現任）
2014年11月　株式会社エスプールセールスサポート監査役就任（現任）
2014年12月　当社社外監査役就任
2017年５月　当社社外取締役監査等委員就任（現任）
2019年12月　株式会社エスプールリンク監査役就任（現任）
2020年６月　ブルードットグリーン株式会社監査役就任（現任）
2021年12月　株式会社エスプールグローカル監査役就任（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

徐進氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待したため、引き続き監査等委員である社外取締役の候補者としました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年11ヵ月となります。

候補者番号

3



再任　社外　独立

まつもと　こういち
松本　高一

生年月日：
1980年３月26日

所有する当社の株式数：
ー株

取締役会出席率（回数）：
100%（20／20回）

監査等委員会出席率(回数)：
100%（14／14回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2003年９月　株式会社AGSコンサルティング入社
2006年１月　新光証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社
2012年９月　株式会社プラスアルファ・コンサルティング入社
2014年10月　SMBC日興証券株式会社入社
2017年８月　株式会社アンビグラム代表取締役就任（現任）
2017年９月　株式会社ラバブルマーケティンググループ社外取締役就任（現任）
2018年８月　株式会社アッピア代表取締役就任（現任）
2019年12月　株式会社リチカ社外監査役就任（現任）
2020年11月　株式会社フューチャーリンクネットワーク　社外監査役就任（現任）
2020年12月　株式会社揚羽社外監査役就任（現任）
2021年６月　株式会社ギミック社外監査役就任（現任）
2021年12月　株式会社マイホム社外監査役就任（現任）
2022年２月　株式会社KOLテクノロジーズ社外取締役（現任）
2023年４月　当社社外取締役監査等委員就任（現任）
2024年６月　株式会社Blue Meme社外監査役就任（現任）
2024年10月　AIフュージョンキャピタルグループ株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2024年10月　フューチャーベンチャーキャピタル株式会社監査役（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

松本高一氏は、主に企業に対するコンサルティングや社外取締役ならびに監査役の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待したため、引き続き監査等委員である社外取締役の候補者としました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって２年となります。

候補者番号

4



新任　社外　独立

澁谷（しぶや）　宗紀（むねのり）

生年月日：
1977年12月12日

所有する当社の株式数：
ー株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2001年 9 月　日本システムクリエイト株式会社　入社
2011年 4月　中小企業診断士登録
2020年 4月　合同会社　伸梯社株式会社 代表社員就任（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

澁谷宗紀氏は、長年にわたり情報システムの構築を軸に企業経営支援に携わっており、中小企業診断士として企業経営全般への幅広い知見を有しております。IT統制、その他ガバナンス全般について意見具申いただくことを期待したため、新たに監査等委員である社外取締役の候補者としました。

注）1．佐々木陽三朗、徐進、松本高一、澁谷宗紀の４氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2．当社は、佐々木陽三朗氏、徐進氏、松本高一氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。澁谷宗紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
3．当社は、佐々木陽三朗氏、徐進氏、松本高一氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、佐々木陽三朗氏、徐進氏、松本高一氏の選任が承認された場合、各候補者との間で当該契約と同等の内容の契約を引き続き締結する予定であります。澁谷宗紀氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
5．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

【ご参考】

本定時株主総会において、第２号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は、以下のとおりです。

				企業経営	商品 SCM	営業 マーケティング	海外事業	組織・人事 人材開発	IT・ デジタル	財務・会計 金融 M&A	法務 コンプライアンス	ESG
取締役	谷　正人	社内		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	髙木　克	社内		●			●	●		●	●	●
	久保　歩史	社内			●	●	●	●	●			
	高下　浩明	独立 社外		●	●	●			●	●		
	佐々木　陽三朗	独立 社外	監査等委員 (常勤)	●					●	●	●	●
	徐　進	独立 社外	監査等委員	●			●				●	●
	松本　高一	独立 社外	監査等委員	●				●		●	●	●
	澁谷　宗紀	独立 社外	監査等委員	●					●	●	●	

以　上

事業報告 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

1 企業集団の現況

(1)当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、個人所得の押し上げや旺盛なインバウンド需要も加わり、ゆるやかな景気回復基調にあると考えております。インバウンドにおいては、観光立国や消費地として日本の存在感が高まっており、ある程度の為替変動は許容し安定的に今後も増加していくと考えております。一方、日本国内では少子化の影響を受け、マーケットの縮小や地方経済の更なる過疎化、労働人材の確保などが、現実のものとして強く意識しなければならない状況となっております。また、経済環境面でその他、短期的に注視すべき内容として、インフレからの継続的な物価高の上昇や、米国でのトランプ政権発足による不確実性の高まりがあると捉えております。またファッション小売業界においては、温暖化による気候変動をビジネスモデルに落とし込み、新たな気候に対応すべく変革期を迎えていると考えております。

このような環境下にはあるものの、気候変動に対処し、成長マーケットであるインバウンド消費の取り込みを戦略的に実施していくことで、更なる成長は可能と考えております。

中国経済においては、住宅市場の低迷が深刻な課題となっており、住宅価格の下落と不動産開発業者の経営不安が消費者信頼感を低下させ、経済全体に悪影響を及ぼしています。また米国にてトランプ政権に移行したことで発足された対中トランプ関税により、輸出分野においても今後、経済成長を抑制する潜在的要因があり、依然として先行き不透明な環境が続くと見込んでおります。

このような状況の下で、当社は、企業理念「日本発を世界へ」に基づき、2024年3月に公表した2028年1月期を最終年度とする中期経営計画達成に向けて、①人材組織強化、②実店舗強化、③ＥＣ強化、④商品力強化、⑤海外事業強化、⑥M＆Ａを推進してまいります。中期経営計画初年度である2025年1月期においては、翌期以降の成長フェーズに向けた収益基盤の更なる盤石化を図るべく、日本国内の出店を再開し実店舗の販路を拡大、クーポン施策等による値引きの買い得感ではなく、本質的な商品価値で販売できるＥＣ事業への構造改革、中国事業においては一級都市へのエリアと資源の集中による構造改革を推進し、また、成長投資として海外展開の拡大、新業態開発、営業力強化と労働生産性を向上させ、営業利益が最高益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高が20,207,670千円、売上総利益が10,435,634千円、販売費及び一般管理費が8,962,690千円、営業利益が1,472,944千円、経常利益が1,475,844千円、親会社株主に帰属する当期純利益が776,867千円となりました。

売上高
20,207,670千円

売上総利益
10,435,634 千円

販売費及び一般管理費
8,962,690千円

営業利益
1,472,944千円

経常利益
1,475,844千円

親会社株主に帰属する当期純利益
776,867千円

業態別売上高（連結）

	第17期 （当連結会計年度） （2025年１月期）	前年同期比 （増減率）
STUDIOUS	8,853,793千円	△2.0%
UNITED TOKYO	5,399,808千円	△5.0%
PUBLIC TOKYO	3,379,893千円	△3.3%
CITY TOKYO	804,648千円	4.9%
THE TOKYO	1,761,404千円	31.8%
CONZ	139,526千円	－
その他	▲131,405千円	－

（注）　「その他」は主に売上高に与える収益認識基準の影響額等を含んでおります。

業態別出退店（連結）

	店舗数 （2025年１月末日現在）	出店	退店
STUDIOUS	36店舗 （うち、ＥＣ店舗が3店舗）	2店舗	5店舗
UNITED TOKYO	18店舗 （うち、ＥＣ店舗が2店舗）	2店舗	1店舗
PUBLIC TOKYO	12店舗 （うち、ＥＣ店舗が2店舗）	－	3店舗
CITY TOKYO	6店舗 （うち、ＥＣ店舗が2店舗）	－	－
THE TOKYO	7店舗 （うち、ＥＣ店舗が2店舗）	1店舗	－
CONZ	4店舗 （うち、ＥＣ店舗が2店舗）	4店舗	－

（注）連結対象である東百国際貿易（上海）有限公司の決算期末は12月であり、当社の決算期末である1月とは1ヵ月間異なりますが、それぞれの決算期末に合わせて記載しております。
なお、東百国際貿易（上海）有限公司の2025年１月の出退店はありません。

事業別売上高

事業区分	第17期（当連結会計年度）（2025年１月期）	
	金額	構成比
衣料品販売事業	20,207,670千円	100.0%
合計	20,207,670	100.0

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は423,237千円（使用権資産を除く、無形固定資産を含む。）であり、その主な内容は、国内における実店舗の新規出店及び改装337,619千円、システム投資等2,690千円、海外における実店舗の新規出店82,928千円であります。なお、設備投資に要した資金は自己資金、デット・ファイナンスによっております。

設備投資額の内訳は以下のとおりとなっております。なお、当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

設備投資内訳

店舗別	投資額	内容
STUDIOUS TOKYO 香港店	82,928千円	店舗設備に係る投資等
THE TOKYO 渋谷店	79,882千円	店舗設備に係る投資等
STUDIOUS 京都三条店	45,476千円	店舗設備に係る投資等
STUDIOUS WOMENS 有楽町店	38,862千円	店舗設備に係る投資等
UNITED TOKYO 北千住店	37,415千円	店舗設備に係る投資等
UNITED TOKYO なんばシティ店	34,945千円	店舗設備に係る投資等
CONZ 原宿店	31,550千円	店舗設備に係る投資等
STUDIOUS WOMENS 新宿店	31,197千円	店舗設備に係る投資等
CONZ 新宿店	29,998千円	店舗設備に係る投資等
その他	10,980千円	店舗設備に係る投資等 自社オンラインサイトに係る機能追加等
合計	423,237千円	

（注）出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

③資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金700,000千円、長期借入金1,600,000千円の調達を実施しました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

【ご参考】業態紹介






CONZ


GOOD EDITION


UNITED TOKYO
UNITED TOKYO


PUBLIC TOKYO


CITY TOKYO
CITY TOKYO


RITAN

(2)直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第14期 (2022年１月期)	第15期 (2023年１月期)	第16期 (2024年１月期)	**第17期 (当連結会計年度) (2025年１月期)**
売上高（千円）	17,618,447	19,181,858	19,986,284	**20,207,670**
経常利益（千円）	1,082,081	265,467	1,122,385	**1,475,844**
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	762,741	△539,521	335,426	**776,867**
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	17.15	△11.76	7.31	**17.85**
総資産（千円）	11,547,922	11,195,631	11,888,137	**11,454,796**
純資産（千円）	5,904,592	5,366,366	5,533,657	**5,108,264**
１株当たり純資産額（円）	128.59	116.83	120.22	**117.28**

（注）１.１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

（注）２.会計方針の変更に関する注記「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号 20年３月31日）及び「収益認識基準に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）（以下、収益認識基準等」という）を第15期の期首から適用し、第15期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

（注）３.第14期につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年３月１日から2022年１月31日までの11ヵ月間となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区　分	第14期 (2022年１月期)	第15期 (2023年１月期)	第16期 (2024年１月期)	**第17期 (当事業年度) (2025年１月期)**
売上高（千円）	15,069,765	17,214,022	18,139,668	**19,035,639**
経常利益（千円）	891,595	1,119,378	1,662,702	**1,179,702**
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	594,092	735,772	△1,142,054	**632,527**
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	13.36	16.04	△24.90	**14.54**
総資産（千円）	10,118,553	11,296,135	11,527,163	**11,285,331**
純資産（千円）	6,059,113	6,792,352	5,581,865	**5,128,648**
１株当たり純資産額（円）	131.96	147.92	121.27	**117.75**

（注）１.１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

（注）２.会計方針の変更に関する注記「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号 20年３月31日）及び「収益認識基準に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）（以下、収益認識基準等」という）を第15期の期首から適用し、第15期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

（注）３.第14期につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年３月１日から2022年１月31日までの11ヵ月間となっております。

(3)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.	10百万香港ドル	100.0%	香港における販売および店舗運営に関する業務受託
東百国際貿易（上海）有限公司	21百万人民元	100.0% (間接所有)	中国における小売業

(4)対処すべき課題

当社グループは下記の8点を今後の事業展開における、対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

①サステナブル経営の推進

当社グループは、「日本発を世界へ」を企業理念とし、日本製品、日本ブランドに特化することで国内各地の繊維産業の活性化や雇用の創出、ひいてはものづくり技術・文化の維持発展と、ファッションデザイナー・クリエイターの活躍の場の拡大に取り組んでいます。また、大量生産・大量販売のマーケットに参入するのではなく、高品質・高価格の事業領域を維持していく事、並びに最終製品の廃棄をゼロとすることで、環境負荷の軽減に貢献してまいります。

加えて、ファッション業界の構造的課題解決に取り組み、ファッション業界の社会的価値を向上させ、持続可能なファッション業界の創出を目指してまいります。

②戦略的な店舗展開

日本を取り巻く構造的課題として少子高齢化による人口減少が進行しております。一方では、東京や大阪といった大都市に限っては、地方からの流入により人口増加の現象が見受けられます。また、近年はインバウンド消費が大きく注目され、これからの日本市場における成長分野として期待されております。これらから、当社グループの日本国内での店舗展開は、東京、名古屋、大阪のいわゆる東名阪にエリアを絞り、ファッション感度の高い層が集まるエリア、およびインバウンド消費が高いエリアにおいて、路面店舗を中心にドミナント出店を行ってまいります。加えて海外の大都市に展開エリアを増やしていく事で店舗数の拡大に努めてまいります。また自社ブランド業態においては、親和性の高い商業施設への出店を前提として、まだ未出店の都市近郊エリアまでを候補地とし出店エリアの拡大にも努めてまいります。これらの立地選定、店舗開発においては、立地条件ならびに賃料条件といった要素が店舗収益に左右されることから、引き続き国内および海外主要都市の物件・テナント情報の収集を継続し、最適な出店場所の確保に注力してまいります。

③継続的な新業態開発

高品質・高価格の事業領域を維持しつつ、出店エリアを大都市圏に絞ることで、更なる成長に向けては新業態を開発し続けていくことが重要と捉えております。安定的な業績を求めるがゆえ既存顧客を追いかけて既存業態を変化させていき、その結果ブランドイメージが古くなり成熟・衰退していったブランドは多々見受けられます。当社では、欧米ブランドのビジネスモデルの様に、ブランドポジショニングを不変とすることでブランドや業態の永続性を高めてまいります。そうすることで、年齢とともにファッション指向性が変化した既存顧客が満足できる業態を開発し、既存業態卒業顧客を取り込んでいくことでライフタイムバリューの創造を図ってまいります。

④海外出店都市の拡大

当社は「From Japan to the World -日本発を世界へ-」を企業理念に掲げ、日本ブランドおよび日本製品を海外に展開していくことで企業価値を高めていきたいと考えております。現在、香港、上海、北京、深圳、広州、NY、ソウルと海外展開都市を広げており、これらの都市でドミナント展開を実現し、更にはロンドンやパリといった世界の大都市への継続拡大の実現を図ってまいります。その為には、海外展開ノウハウの更なる精度向上、企業文化を伝播できるグローバル人材の育成、セレクトするブランドの拡大および商品開発面などにおいても更なるグローバル化を進めてまいります。

⑤人材の確保と育成

日本の労働力人口の減少、およびファッション業界は低賃金であるとの固定観念から、優秀な人材の確保は年々難しくなってきております。これらの課題を解決すべく、当社グループにおきましては、ファッション業界での最高レベルの給与水準を目指していく事で優秀な人材の確保に努めてまいります。

その為には、常に一人当たりの生産性を向上させるべく、人材の教育、育成を強化推進していく事で、サービスの向上と営業力強化に努めてまいります。

人事政策につきましては、実力主義・結果主義に基づいた、公正な人事評価制度を構築、インセンティブ制度の拡充により、従業員のモチベーション向上を図るとともに、研修制度の拡充を行う方針であります。

⑥構造改革事業（EC・中国事業）の再成長

当社グループは前連結会計年度にて、EC事業および中国事業の構造改革を実施いたしました。

EC事業では、従来までのEC向けの品質の低い低価格ブランドやEC専用商品の開発、クーポンやタイムセール多様による値引き販売の常態化など、EC売上を高めていく施策が当社の目指す方向とは逆の低価格化に向かっておりました。

当構造改革では、それらを一切廃止し、ブランド価値や商品の魅力を更に高めていく方向に舵を切りました。当連結会計年度以降もその方向性は変えずに新たな価値創造によりEC売上を高めてまいります。

一方、中国事業においては、新一級都市まで拡大していたエリアを一級都市の4都市まで絞り、不採算店舗を全て撤退することで、店舗数を6店舗まで減らしました。

今後においては、一旦縮小させたこれら２つの事業を新たな方針によって再成長させてまいります。

⑦商品力の強化

当社グループは、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続き日本国内の有力ブランドの開拓・獲得を推進するとともに、優秀デザイナーの採用や育成、およびマーチャンダイジング体制の拡充により、商品開発の魅力を高め、プロパー消化率の向上を図ってまいります。

また、機動的な仕入コントロールと販売施策の立案、実行を行う仕組みの運用強化により、在庫増加リスクと販売機会ロス削減のバランスをとりながら、鮮度が高く適量の品ぞろえを図るべく取り組んでまいります。

（注）プロパー消化率とは、各シーズンの全商品のうち、定価で売れた商品の比率のことをいいます。

⑧M&Aの検討と実施

当社グループは、日本一のファッション企業を目指し、永続的に高い成長を実現するために、企業買収により事業拡大を検討してまいります。当社グループの強みをより一層高め続けていく事で、それら強みを活かしたシナジー効果によって成長に繋げられる事を前提に、親和性を持つ企業や事業を発掘し、収益性を慎重に検討したうえでM&Aを実施してまいります。

(5)主要な事業内容（2025年１月31日現在）

事業区分	衣料品販売事業
事業内容	衣料品および身の回り品、雑貨類の小売業

(6)主要拠点等（2025年１月31日現在）

当社	東京都港区南青山三丁目11番13号
子会社	**TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.** Suites 1629A-30, 16/F. Ocean Centre, Harbour City, Kowloon, Hong Kong **東百国際貿易（上海）有限公司** 上海市閔行区元江路5500号第1幢F3068室
営業店舗	**STUDIOUS** 36店舗 東京都15店、神奈川県１店、愛知県2店、京都府3店、大阪府6店、香港１店、中国5店、EC3店 **THE TOKYO** 7店舗 東京都4店、大阪府1店、EC2店 **CONZ** 4店舗 東京都2店、EC2店 **UNITED TOKYO** 18店舗 東京都9店、神奈川県１店、愛知県1店、京都府1店、大阪府3店、香港１店、EC2店 **PUBLIC TOKYO** 12店舗 東京都5店、愛知県１店、大阪府2店、香港１店、中国１店、EC2店 **CITY TOKYO** 6店舗 東京都3店、大阪府1店、EC2店

(7)従業員の状況（2025年１月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
278（135）名	4名増（56名減）

（注）１.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２.当社グループは衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
262（89）名	3名増（10名減）	28.1歳	3.1年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8)主要な借入先の状況（2025年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,919,549千円
株式会社みずほ銀行	815,920千円
株式会社三菱UFJ銀行	733,336千円
株式会社りそな銀行	416,672千円

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2025年１月31日現在）

(1)発行可能株式総数 **144,000,000株**

(2)発行済株式の総数 **43,459,482株**（自己株式13株を含む）

(3)株主数 **17,718名**

(4)大株主

株主名	持株数	持株比率
谷　正人	10,417,500	23.97%
中水　英紀	3,270,500	7.52
株式会社ＭＴ７	3,168,000	7.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,257,700	5.19
株式会社Ｋ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ	1,731,400	3.98
株式会社ＡＡＭ	1,365,900	3.14
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	914,100	2.10
野村證券株式会社	645,907	1.48
ＢＢＨ　ＬＵＸ／ＢＲＯＷＮ　ＢＲＯＴＨＥＲＳ　ＨＡＲＲＩＭＡＮ　（ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ）　ＳＣＡ　ＣＵＳＴＯＤＩＡＮ　ＦＯＲ　ＳＭＤ－ＡＭ　ＦＵＮＤＳ　－　ＤＳＢＩ　ＪＡＰＡＮ　ＥＱＵＩＴＹ　ＳＭＡＬＬ　ＣＡＰ　ＡＢＳＯＬＵＴＥ　ＶＡＬＵＥ（常任代理人株式会社三井住友銀行）	590,600	1.35
ＢＮＹ　ＧＣＭ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＪＰＲＤ　ＡＣ　ＩＳＧ（ＦＥ－ＡＣ）（常任代理人株式会社三菱UFJ銀行）	549,652	1.26

（注）持株比率は自己株式（13株）を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第７回新株予約権	第９回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2020年３月13日	2022年４月６日	2024年７月８日
新株予約権の数		23,000個	20,000個	9,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,300,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式 2,000,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式 900,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個につき 300円	新株予約権１個につき 100円	新株予約権１個につき 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 23,300円 （１株当たり 233円）	新株予約権１個当たり 40,800円 （１株当たり 408円）	新株予約権１個当たり 29,000円 （１株当たり 290円）
権利行使期間		2020年３月31日から 2030年３月30日まで	2022年４月21日から 2027年４月20日まで	2024年７月23日から 2034年７月21日まで
行使の条件		（注） 1	（注） 2	（注） 2
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 10,000個 目的となる株式数 1,000,000株 保有者数 １名	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 1,500,000株 保有者数 ２名	新株予約権の数 9,000個 目的となる株式数 900,000株 保有者数 ３名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注） 1 ①新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（注）2　①割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		2024年７月８日
新株予約権の数		2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　250,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　29,000円 （１株当たり　290円）
権利行使期間		2028年５月１日から 2034年７月７日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　2,100個 目的となる株式数　210,000株 保有者数　21名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）①新株予約権者は、当中期計画（FY24-FY28）の最終年度である2028年１月期において、当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益が、当中期計画目標である3,000百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない

4 会社役員の状況

(1)取締役の状況（2025年１月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役CEO	谷　正人	TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.　取締役 東百国際貿易（上海）有限公司　董事
取締役CFO	髙木　克	TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.　取締役 東百国際貿易（上海）有限公司　執行董事
取締役	久保歩史	営業本部長
取締役	高下浩明	株式会社246代表取締役
取締役（監査等委員・常勤）	佐々木陽三朗	KYCコンサルティング株式会社監査役
取締役（監査等委員）	徐　進	株式会社エスプール常勤監査役 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ監査役 株式会社エスプールプラス監査役 株式会社エスプールロジスティクス監査役 株式会社エスプールセールスサポート監査役 株式会社エスプールリンク監査役 ブルードットグリーン株式会社監査役 株式会社エスプールグローカル監査役
取締役（監査等委員）	松本　高一	株式会社アンビグラム代表取締役 株式会社ラバブルマーケティンググループ社外取締役 株式会社アッピア代表取締役 株式会社リチカ社外監査役 株式会社フューチャーリンクネットワーク社外監査役 株式会社揚羽社外監査役 株式会社ギミック社外監査役 株式会社マイホム社外監査役 株式会社KOLテクノロジーズ社外取締役 株式会社Blue Meme 社外監査役 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 社外取締役（監査等委員） フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 監査役

（注）１．取締役（監査等委員・常勤）佐々木陽三朗氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

２．取締役 高下浩明氏、取締役（監査等委員・常勤）佐々木陽三朗氏、取締役（監査等委員）徐進氏、取締役（監査等委員）松本高一氏は、社外取締役であります。

３．取締役の高下浩明氏は、長年にわたり代表取締役としてセレクトショップの運営や海外ラグジュアリーブランドとの協業など豊富な経験を有しており、特にクリエイティブの領域における幅広い見識からの意見具申を期待して、招聘しております。
取締役（監査等委員・常勤）の佐々木陽三朗氏は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して、招聘しております。
取締役（監査等委員）の徐進氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待して、

招聘しております。
取締役（監査等委員）の松本高一氏は、企業に対するコンサルティングや社外取締役ならびに監査役の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待して、招聘しております。

4．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために佐々木陽三朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5．当社は、取締役 高下浩明氏、取締役（監査等委員・常勤）佐々木陽三朗氏、取締役（監査等委員）徐進氏、取締役（監査等委員）松本高一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項および定款の規程に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4)取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年４月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬については、株主総会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役それぞれの総枠を決定しております。

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期および中期の会社業績を反映した譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬は、短期および中期の会社業績を反映したインセンティブとし、連結営業利益にて業績評価を行い、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

個人別の報酬額の監査等委員でない取締役については代表取締役が起案し、取締役７名（社外取締役４名を含む）で構成された取締役会において、透明性且つ公正な協議の上、取締役各人の報酬額を決定しております。監査等委員である取締役については監査等委員3名（3名全員が社外取締役）で構成された監査等委員会において、透明性且つ公正な協議の上、監査等委員である取締役各人の報酬額を決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） (うち社外取締役)	91,500千円 (4,000)	91,500 (4,000)	－ (－)	－ (－)	5名 (1)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－	－	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	101,100 (13,600)	101,100 (13,600)	－ (－)	－ (－)	8 (4)

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年５月26日開催の第９回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は１名）です。

2. 2021年５月26日開催の第13回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。具体的には、当該譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給するため、総額200,000千円以内（株式数の上限を500,000株以内）とする旨の決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は3名になります。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年５月26日開催の第９回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名になります。

③当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5)社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役 高下浩明氏は、株式会社246の代表取締役であります。当社グループと兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）佐々木陽三朗氏は、KYCコンサルティング株式会社の監査役であります。当社グループと兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）徐進氏は、株式会社エスプールの常勤監査役であり、株式会社エスプールヒューマンソリューションズ、株式会社エスプールプラス、株式会社エスプールロジスティクス、株式会社エスプールセールスサポート、株式会社エスプールリンク、ブルードットグリーン株式会社、株式会社エスプールグローカルの監査役であります。当社グループと各兼職先との間には運営する農園の利用取引関係がありますが、一般株主との利益相反が生じるような利害関係は無く、東京証券取引所の独立役員として届け出ております。

・取締役（監査等委員）松本高一氏は、株式会社アンビグラム、株式会社アッピアの代表取締役であり、株式会社ラバブルマーケティンググループ、株式会社KOLテクノロジーズの社外取締役であります。また、株式会社リチカ、株式会社フューチャーリンクネットワーク、株式会社揚羽、株式会社ギミック、株式会社マイホム、株式会社Blue Memeの社外監査役であり、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の社外取締役（監査等委員）であり、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の監査役であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高下　浩明	2024年４月19日の就任以降に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主にEC・マーケティング等に関し、クリエイティブの領域における専門的見地から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております
取締役 (監査等委員)	佐々木陽三朗	当事業年度に開催された取締役会20回および監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、主に財務・会計、コーポレート・ガバナンス等に関し、中小企業診断士としての専門的見地から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	徐　進	当事業年度に開催された取締役会20回および監査等委員会14回の全てに出席いたしました。上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、主に監査に関して、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	松本　高一	当事業年度に開催された取締役会20回および監査等委員会14回の全てに出席いたしました。企業のコンサルサルティングや社外取締役ならびに監査役としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1)名称　　三優監査法人

(2)報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の子会社であるTOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3．当社の子会社である東百国際貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するBDO China Shu Lun Pan CPAs LLPに対して監査報酬として6,348千円を支払っております。
4．会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、第16期（2024年１月期）に係る追加報酬の額が1,000千円あります。

(3)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（参考）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、日本発を世界へ広める使命を持ったファッション・カンパニーとして、継続的な成長、企業価値の拡大、経営の安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制をより強固にすることが重要な経営責務であると認識しております。また、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーの利益を尊重しつつ、公正で透明性の高い経営、経営監視機能の強化、経営効率の向上、法令遵守の徹底に努めております。このような考え方に基づき、当社は、2017年5月26日より、取締役会が実効性の高い監督を行うとともに、重要な業務執行の一部を業務執行取締役に委任することを可能とする「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は以下のとおりであります。

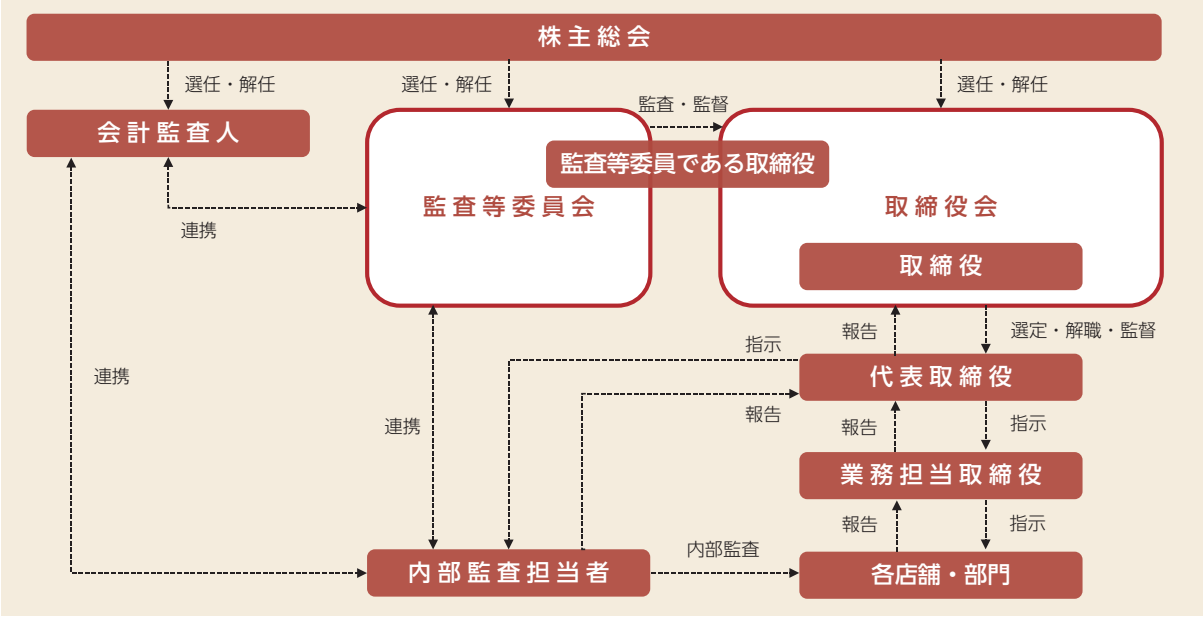

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科　目	2025年1月31日現在	2024年1月31日現在(ご参考)
(資産の部)		
流動資産	**8,341,632**	**8,678,834**
現金及び預金	3,669,294	4,163,366
売掛金	1,400,179	1,046,295
商品	2,895,420	3,123,325
その他	376,737	345,847
固定資産	**3,113,164**	**3,209,302**
有形固定資産	**1,412,038**	**1,721,622**
建物及び構築物	2,433,794	2,318,065
減価償却累計額	△1,156,783	△969,416
建物及び構築物（純額）	1,277,010	1,348,649
工具、器具及び備品	283,436	213,118
減価償却累計額	△183,519	△155,848
工具、器具及び備品（純額）	99,916	57,270
使用権資産	32,659	307,530
建設仮勘定	2,452	8,173
無形固定資産	**24,550**	**37,726**
ソフトウエア	23,450	37,726
ソフトウエア仮勘定	1,100	－
投資その他の資産	**1,676,574**	**1,449,953**
繰延税金資産	108,373	140,531
差入保証金	1,350,094	1,280,225
長期貸付金	144,358	－
その他	73,747	29,196
資産合計	**11,454,796**	**11,888,137**

科　目	2025年1月31日現在	2024年1月31日現在(ご参考)
(負債の部)		
流動負債	**4,761,049**	**4,329,691**
買掛金	1,244,861	717,929
短期借入金	700,000	900,000
1年内返済予定の長期借入金	1,620,315	1,361,796
未払費用	456,666	338,019
未払法人税等	210,477	390,259
リース債務	61,427	199,696
契約負債	76,688	78,161
賞与引当金	71,505	71,361
その他	319,107	272,466
固定負債	**1,585,481**	**2,024,788**
長期借入金	1,565,162	1,852,165
リース債務	－	130,766
資産除去債務	20,319	41,855
負債合計	**6,346,531**	**6,354,480**
(純資産の部)		
株主資本	**5,294,508**	**5,607,084**
資本金	**623,537**	**576,337**
資本剰余金	**607,537**	**560,337**
利益剰余金	**4,063,437**	**4,470,408**
自己株式	△4	－
その他の包括利益累計額	**△197,642**	**△81,127**
為替換算調整勘定	**△197,642**	**△81,127**
新株予約権	**11,398**	**7,700**
純資産合計	**5,108,264**	**5,533,657**
負債・純資産合計	**11,454,796**	**11,888,137**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科　目	2024年２月１日から 2025年１月31日まで	2023年2月１日から 2024年１月31日まで (ご参考)
売上高	**20,207,670**	**19,986,284**
売上原価	**9,772,036**	**9,970,809**
売上総利益	**10,435,634**	**10,015,475**
販売費及び一般管理費	**8,962,690**	**9,134,243**
営業利益	**1,472,944**	**881,231**
営業外収益	**40,809**	**279,704**
受取利息及び受取配当金	713	258
為替差益	22,717	225,931
助成金収入	10,005	13,675
その他	7,373	39,840
営業外費用	**37,908**	**38,550**
支払利息	30,568	34,553
支払手数料	3,502	－
その他	3,838	3,997
経常利益	**1,475,844**	**1,122,385**
特別利益	**398**	**51,187**
債務勘定整理益	－	51,187
新株予約権戻入益	398	－
特別損失	**231,902**	**320,744**
固定資産除却損	2,419	－
減損損失	200,505	288,775
店舗解約損失	28,977	31,923
その他	－	45
税金等調整前当期純利益	**1,244,340**	**852,828**
法人税、住民税及び事業税	435,315	535,290
法人税等調整額	32,158	△17,889
当期純利益	**776,867**	**335,426**
親会社株主に帰属する当期純利益	**776,867**	**335,426**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科　目	2025年1月31日現在	2024年1月31日現在（ご参考）
(資産の部)		
流動資産	**7,565,327**	**7,699,692**
現金及び預金	3,143,098	4,005,570
売掛金	1,347,823	977,424
商品	2,471,389	2,532,013
関係会社未収入金	328,709	25,072
その他	274,306	159,611
固定資産	**3,720,004**	**3,827,470**
有形固定資産	**1,239,949**	**1,176,106**
建物	1,916,114	1,764,050
減価償却累計額	△788,633	△658,417
建物（純額）	1,127,481	1,105,632
構築物	16,200	16,200
減価償却累計額	△3,693	△2,527
構築物（純額）	12,506	13,672
工具、器具及び備品	263,453	191,993
減価償却累計額	△165,943	△143,365
工具、器具及び備品（純額）	97,509	48,628
建設仮勘定	2,452	8,173
無形固定資産	**24,365**	**37,138**
ソフトウエア	23,265	37,138
ソフトウエア仮勘定	1,100	−
投資その他の資産	**2,455,690**	**2,614,224**
関係会社株式	46,521	−
関係会社長期貸付金	744,358	600,000
繰延税金資産	108,373	140,531
差入保証金	1,122,375	968,978
関係会社長期未収入金	3,143,552	2,978,788
その他	26,254	27,663
貸倒引当金	△2,735,744	△2,101,736
資産合計	**11,285,331**	**11,527,163**

科　目	2025年1月31日現在	2024年1月31日現在（ご参考）
(負債の部)		
流動負債	**4,578,374**	**4,080,016**
買掛金	1,244,555	717,244
短期借入金	700,000	900,000
1年内返済予定の長期借入金	1,620,315	1,361,796
未払費用	426,889	323,997
未払法人税等	210,477	390,259
契約負債	76,688	78,161
賞与引当金	70,101	69,676
その他	229,346	238,878
固定負債	**1,578,309**	**1,865,281**
長期借入金	1,565,162	1,852,165
資産除去債務	13,147	13,116
負債合計	**6,156,683**	**5,945,298**
(純資産の部)		
株主資本	**5,117,249**	**5,574,165**
資本金	**623,537**	**576,337**
資本剰余金	**607,537**	**560,337**
資本準備金	607,537	560,337
利益剰余金	**3,886,177**	**4,437,489**
その他利益剰余金	3,886,177	4,437,489
繰越利益剰余金	3,886,177	4,437,489
自己株式	**△4**	**−**
新株予約権	**11,398**	**7,700**
純資産合計	**5,128,648**	**5,581,865**
負債・純資産合計	**11,285,331**	**11,527,163**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科　目	2024年2月1日から 2025年1月31日まで	2023年2月1日から 2024年1月31日まで (ご参考)
売上高	**19,035,639**	**18,139,668**
売上原価	**9,210,076**	**9,152,252**
売上総利益	**9,825,563**	**8,987,415**
販売費及び一般管理費	**8,059,602**	**7,511,308**
営業利益	**1,765,961**	**1,476,107**
営業外収益	**74,260**	**195,097**
受取利息	1,820	1,298
受取配当金	30	30
為替差益	55,576	157,026
助成金収入	10,005	13,675
その他	6,827	23,068
営業外費用	**660,518**	**8,502**
支払利息	21,982	8,212
支払手数料	3,502	－
貸倒引当金繰入額	634,007	－
その他	1,026	290
経常利益	**1,179,702**	**1,662,702**
特別利益	**398**	**－**
新株予約権戻入益	398	**－**
特別損失	**80,101**	**2,287,355**
固定資産除却損	2,419	－
減損損失	77,681	46,853
子会社株式評価損	－	138,720
貸倒引当金繰入額	－	2,101,736
その他	－	45
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	**1,100,000**	**△624,652**
法人税、住民税及び事業税	435,315	535,290
法人税等調整額	32,158	△ 17,889
当期純利益又は当期純損失（△）	**632,527**	**△1,142,054**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

株式会社TOKYO BASE
　取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**齋藤浩史**
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**高島知治**

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社TOKYO BASEの2024年２月１日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TOKYO BASE及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

株式会社TOKYO BASE
　取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**齋藤浩史**
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**高島知治**

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社TOKYO BASEの2024年２月１日から2025年1月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年２月１日から2025年1月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和３年11月19日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月21日

株式会社TOKYO BASE　監査等委員会

常勤監査等委員（社外）**佐々木陽三朗** ㊞

監査等委員（社外）**徐　　進** ㊞

監査等委員（社外）**松 本 高 一** ㊞

（注）監査等委員佐々木陽三朗、徐進及び松本高一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

お土産のご案内

ご来場の株主様には、下記商品をお土産としてご用意しております。
（ご来場の株主様お１人につき１つとさせていただきます。）



“TECHNORAMA SERIES”
「最高級のコットン」のその先へ

綿100%至極の着心地テクノラマシリーズ。
一度肌に触れれば、誰もがやみつきになる素材。
光沢感により上品な印象がありながら、洗濯機洗いも可能。
細部まで拘り抜いたシリーズを是非ご覧ください。

定時株主総会会場ご案内図

・定時株主総会会場ご案内図をご確認のうえ、
お間違いのないようにご注意申しあげます。

会場

東京都港区南青山三丁目11番13号

新青山東急ビル11階

株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ本社プレスルーム

電話番号　03－6712－6842

交通

東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線

Ａ４出口より徒歩5分。

